

# 若手の会運用内規

制 定：2018年 2月 15日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本学会」という。）の定款第3条と第4条7項に基づき、これを定める。

第2条 若手の会（以下「本会」という。）は、学会総合検討委員会の下に、専門部会に準ずるものとして配置する。

第3条 本会は、本学会に所属する若手会員の相互の連携を密にし、幅広い分野の研究・教育・応用の融合を目指すことで、若手臨床心理学者としての資質と技能の向上をはかるとともに、人々の心の健康と福祉の増進および将来の心理臨床学分野の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、研究会などの開催
- (2) 会報等、若手会員に係る必要な情報の発信
- (3) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会の活動に係る経費の予算案は、本学会総合検討委員会と業務執行理事会の承認を必要とする。また、活動状況と決算について、総合検討委員会と業務執行理事会に報告するものとする。

第6条 本会の会員は、本学会に所属する会員であり、40歳未満、または(1)、(2)のうちいずれかに該当し、入会を希望するものとする。

- (1) 大学院修士課程もしくは博士課程に在籍中のもの。
- (2) 大学院修士課程もしくは博士課程修了時から10年以内のもの。

第7条 本会に入会を希望するものは、所定の手続きを経ることとする。

第8条 本会の退会を希望するものは、退会届を提出するものとする。

第9条 本会には、当面の間、次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 幹事 若干名

2 幹事は、原則として本会会員であり、若干名を互選する。代表幹事は、幹事から互選する。また、本学会業務執行理事1名を幹事に加える。

第10条 本会の運営は、役員をもって構成する幹事会が行う。

2 幹事会は代表幹事が招集する。

第11条 本運用内規の改廃は、本学会業務執行理事会の審議を経て、理事長がこれを行う。

## 附 則

1 この運用内規は2018年2月15日より発効する。

2 この会の設立時の幹事は、第9条の規定にかかわらず次のとおりとする。

設立時幹事 杉江 征、伊藤 正哉、井上 美鈴、加藤 佑昌、古賀 聡、鈴木 華子、藤野 陽生、古川 裕之